

令和 7 年 6 月 2 5 日

規 則 第 6 号

熊本県後期高齢者医療広域連合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の
特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1
条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法
律第64号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるもの
は、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動
計画を定めるものとする。

熊本県後期高齢者医療広域連合長	熊本県後期高齢者医療広域連合長が任命する職員
-----------------	------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。